

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 森 誠一

## 1 日 時

令和6年3月21日（木） 午後1時01分から  
午後3時50分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

森誠一、古手川正治、御手洗吉生、中野哲朗、御手洗朋宏、木田昇、堤栄三

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

太田正美

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育庁理事兼教育次長 渡辺登、警察本部長 種田英明 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分については可決すべきものと賛成多数をもって、第46号議案及び第47号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第19号議案については可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 第三次大分県特別支援教育推進計画（改訂版）に基づく再編整備の進捗状況について、損害賠償請求事件の判決対応について、大分県立高等学校未来創生ビジョンの策定について及び損害賠償の額の決定について、執行部から報告を受けた。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 主査 飛鷹真典  
政策調査課調査広報班 主事 徳丸花帆

# 文教警察委員会次第

日時：令和6年3月21日（木）13：00～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 警察本部関係 13：00～14：00

- (1) 合い議案件の審査
  - 第 19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について  
(付託：総務企画委員会)
- (2) 付託案件の審査
  - 第 1号議案 令和6年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
  - 第 47号議案 大分県地方警察職員定数条例の一部改正について
- (3) その他

## 3 教育委員会関係 14：00～15：30

- (1) 付託案件の審査
  - 第 1号議案 令和6年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
  - 第 46号議案 土地の取得について
- (2) 諸般の報告
  - ①第三次大分県特別支援教育推進計画（改訂版）に基づく再編整備の進捗状況について
  - ②損害賠償請求事件の判決対応について
  - ③「大分県立高等学校未来創生ビジョン」の策定について
  - ④損害賠償の額の決定について
- (3) その他

## 4 協議事項 15：30～15：40

- (1) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**森委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。なお、本日は予算特別委員会の分科会でもあるので申し添えます。

本日は、委員外議員として太田議員に出席いただいています。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件、総務企画委員会から合い議があった議案1件です。

これより、警察本部関係の説明に入ります。

まずは、合い議案件の審査を行います。第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**穂田警察本部長** 審査に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。皆様には、先日開催された予算特別委員会において令和6年度当初予算の新規事業をはじめとした主要事業等について御審査いただき、ありがとうございました。

本日の委員会では、令和6年度当初予算のうち主要事業以外の事業について説明するほか、予算外議案として大分県使用料及び手数料条例の一部改正、大分県地方警察職員定数条例の一部改正について担当部長から説明します。

**足達生活安全部長** 文教警察委員会説明資料の2ページを御覧ください。

第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、銃砲刀剣類所持等取締法事務の手数料の改正について御説明します。

1背景についてです。地方公共団体の手数料に関する政令の改正により、銃刀法に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の手数料が引き上げられるため、それに伴い大分県使用料及び手数料条例の改正を行うものです。技能講習とは、既に猟銃を所持している者を対象として許可の更新前に受講する必要がある実技的な講習のことです。

次に、2改正概要についてです。技能講習の手数料は1万2,700円から1万4千円に引き上げられます。この手数料は、これまでその事務の全てを都道府県警察の職員が行うことを

前提として積算してきましたが、いずれの公安委員会も指定射撃場等の部外講師に委託して運用している実情に鑑み、射撃場への適正な委託費用を積算した結果、手数料額の引上げが必要となったものです。

3の施行年月日は、標準政令の施行日とあわせ令和6年4月1日としています。

次に、資料の3ページを御覧ください。

デジタル一括法施行に伴う大分県使用料及び手数料条例の一部改正について御説明します。該当する業務は、自動車運転代行業、警備業、探偵業の3業務となります。

まず、1の背景についてです。インターネットによる閲覧等により、利便性の向上を図ること等を目的としてデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が改正され、公安委員会が交付する認定証や届出証明書が廃止となりました。認定証等の廃止に伴い、標準政令が改正されたことから、条例についても改正するものです。

2の改正概要等ですが、自動車運転代行業及び警備業関係については認定証自体の廃止に伴い、認定証の再交付及び書換えの手数料がなくなるものです。探偵業関係については、届出証明書自体の廃止に伴い届出証明書の交付、書換え及び再交付の手数料がなくなるものです。

施行期日については、標準政令の施行日と同じ令和6年4月1日としています。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

**堤委員** デジタル一括の関係で中身はよく分かりました。結局、どういう流れでインターネットを通じてやるようになるのか。結局、マイナンバーカードか何かを通じてやるということですか、それだけちょっと教えて。

**足達生活安全部長** 認定や届出に関する手続きそのものは変わらず、今事業所等にこういった認定証や届出証明書を掲示していますが、その必

要がなくなります。ただ、こちらから交付はしませんが、別様式の証明書を事業者自身が作成をして掲示する義務は残ります。

インターネットの関係については、従業者6人以上でWebサイトを持っている業者は、ネット上に掲示義務がありますが、Webサイトがないとか、従業員が5人以下の場合は、自身で印刷した掲示だけで良いといった流れで、特にマイナンバーカードの絡みではありません。

〔「はい、分かりました」と言う者あり〕

**森委員長** そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和6年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係部分について執行部の説明を求めます。

**佐藤警務部長** 第1号議案令和6年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係について御説明します。

資料の4ページを御覧ください。

令和6年度警察本部の当初予算額は、警察本部①の計欄に記載のとおり280億3,595万7千円です。先般の予算特別委員会において、本部長が主要事業等を御説明したので、本日はそれ以外の事業について予算概要の順に沿って御説明します。

5ページを御覧ください。

公安委員会費関係です。事業名欄一番上、委員報酬678万円については公安委員3人の報

酬です。その下の公安委員会運営費230万4千円については、公安委員及び事務局職員の旅費など公安委員会の運営に要する経費です。

6ページを御覧ください。

警察本部費関係です。事業名、警察運営費16億9,611万1千円については、事業概要欄の上から各団体が実施する事業への補助金、中ほどの児童手当、下から2番目の警察職員貸与被服調製費及び赴任旅費や庁舎の光熱水費などの警察運営諸費等です。

7ページを御覧ください。

事業名、県民の安全を守る人的基盤強化事業費443万6千円については、優秀な人材の確保のため、SNSに採用募集動画等を掲載し、ホームページに誘引するなどの採用募集活動等に要する経費です。

8ページを御覧ください。

装備費関係です。事業名、警察装備費3億6,121万5千円については、事業概要欄の上からヘリコプターの特別点検整備等に要する経費や車両、警察官装備貸与品等維持修繕費、車両等燃料費等です。

9ページを御覧ください。

警察施設費関係です。事業名欄一番上、警察施設改修費3億4,593万3千円については、中津警察署の本庁舎内部改修と老朽化が進む附属棟の建て替えや、大分中央警察署の駐車場整備工事など警察施設の改修に要する経費です。

三つ下の交通安全施設維持管理費3億4,823万4千円については、交通信号機等の電気料、回線専用料など交通安全施設の維持管理等に要する経費です。

その下の警察庁舎等維持修繕費6,055万9千円については、警察庁舎等の維持補修等に要する経費です。

10ページを御覧ください。

運転免許費関係です。事業名欄一番上、認知症等早期発見支援事業費1,012万4千円については、運転免許更新時等に認知症等の運転者を早期に発見し、医療機関への受診勧奨などの対応をよりの確に行うため、3名の保健師等を運転免許センターに継続配置するものです。

二つ下の自動車運転免許事務費4億4,045万5千円については、運転免許証更新時の講習や行政処分者に対する講習に要する経費等です。

11ページを御覧ください。

恩給及退職年金費関係です。事業名、警察恩給費1,445万7千円については、昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族に対する恩給の支給に要する経費です。

12ページを御覧ください。

警察活動費関係です。事業名欄上から二つ目、地域防犯力強化育成事業費2,622万4千円については、児童生徒の非行防止等のためスクールサポーター8名の継続配置を行うほか、犯罪の未然防止等のため、まもめーるシステムを活用し、地域の安全情報を県民に発信するものです。

13ページを御覧ください。

事業名欄一番上、一般警察活動費3億790万1千円については、事業概要欄の上から公益社団法人大分被害者支援センターに相談・支援事業や講演会等の開催事業を委託する被害者支援事業費、電話専用料等通信運搬費や旅費等です。

二つ下の警察業務効率化推進事業費2,475万6千円については、文書管理システムの維持管理やテレビ会議システムの運用に要する経費です。

14ページを御覧ください。

事業名欄上段の、刑事警察費4億889万2千円については、捜査支援システムの維持管理等に要する経費、報償費や旅費等です。

15ページを御覧ください。

事業名欄上段、交通指導取締費2億9,028万8千円については、事業概要欄の上から2番目の自動車保管場所申請等の手続をインターネットで行うワンストップサービスの運用に要する機器のリース料等や、その下の放置違法駐車車両の確認事務の委託料等のほか、交通警察活動に要する報償費、旅費等です。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質

疑、御意見などはありませんか。

**堤委員** 三つ聞きます。

信号機の問題が一つ。警察庁は2019年度から2023年度までの5年間で必要性の低下した信号機の撤去などの合理化を進めるという合理化計画策定を県に求めています。必要性についての判断はどうか。

また大分県が、撤去が必要と判断した信号機は全体で何基か。計画策定から現在までの撤去数と、新たに新設した信号機の数はどうなっているか。

二つ目は、生活道路の安全確保の問題です。

2021年からの速度規制と物理的デバイス、ハンプや狭さくなどの組合せによってゾーン30プラスが新設されていますが、大分県内でそれを実際しているところがあるのか。また、実施する場合にはどのような条件があるか。

最後に、電動キックボードの規制緩和。

昨年7月の改正道路交通法によって、これに関する規制緩和が図られましたが、解禁以来、特定小型原動機付自転車の交通違反での検挙数や事故の発生状況はどうか。これは新聞報道でも出ていたので、大分県についてはどうかを教えてください。

**幸野交通部長** まず、信号機の合理化についてです。

委員の御指摘のとおり、合理化計画の策定を求められており、県警としてもこの計画に基づいて、信号機のコスト面や数などを管理しています。

合理化の基準については、もともと信号機の設置にあたっては、警察庁が信号機の設置の指針を定めており、簡単に言うと、主要道路の往復交通量がピーク時、原則として1時間当たり300台以上あることとか、隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れているとか様々な条件があり、これに該当するものを一応設置基準に該当するとしています。

今回この合理化は、設置するときには基準に該当していたが、その後の交通量の変化などで該当しなくなっている信号機についてしっかり点検し、必要性の乏しくなった信号機は撤去し

ていくことにしています。

大分県では令和元年度から本年度までの5か年間に42か所の信号機を撤去する計画を策定し、その間に実際には30か所の信号機を撤去し、新たに22か所の信号機を新設しました。

2点目のゾーン30プラスについて申し上げます。

大分県内では、令和4年度末に大分市戸次小学校付近の大南地区、それと別府市山の手小学校付近の青山地区の2か所にゾーン30プラスを設定しています。このゾーン30プラスを設定するための要件としては、歩行者等の通行が最優先され、通過交通が可能な限り抑制されるという基本的なコンセプトに対する地域住民の同意が得られることです。そして、物理的デバイスを設置する道路管理者との協議が調ったところについてゾーン30プラスを設定することになっています。

令和4年度以降、昨年も含めてですが、このほかにも日出町や佐伯市でも設定を検討しましたが、地域住民の同意が得られないなどの理由により、今のところ設定を断念している状況です。

3点目の電動キックボードについてのお尋ねですが、令和5年7月に解禁されてから本年2月末までの間に特定小型原動機付自転車の交通違反として検挙したものはありません。この間の交通事故の発生も1件も認知していない状況です。

**堤委員** 事故はゼロということね。分かりました。

さきほど信号機の数字は、42か所策定して30か所で撤去、22基を新設したということですね。（「いいです」と言う者あり）つまり結局、マイナス8基になりますが、この30基は、さきほど説明を受けた300台以上とか、そういう特殊な要因がその道路上はなくなったという理由でなくなったのが多いですかね。何かそれ以外に特殊な事情はなかったですか。

**幸野交通部長** 撤去した30基について詳細を説明します。

このうち、まず19基は一灯式の信号機です。信号交差点の手前にある予告灯だったり、一旦停止の標識の代わりに赤い点滅がついているといったもので19か所です。その他押しボタン式が5か所、それと普通の交差点信号機が6か所で、合わせて30か所になるわけですが、一灯式以外の場所については、一つは新たに道路が新設されたためその通行量が激減したところの信号機だったり、既に交通量が少なくなったため地域住民の要請で信号機としては点滅信号に変えている、黄色点滅、赤点滅信号に変えていた信号機だったり、また、小学校の閉校に伴って通学路でなくなり利用者が少なくなった押しボタン信号機、こういった事情があるものを撤去しています。

**木田委員** 先般の新聞で、2023年はネットの不正送金が被害件数、額ともに過去最高になり、組織的フィッシング詐欺が主な内容という報道がありました。先般の委員会でも特殊詐欺のこれまでの件数報告があったと思いますが、フィッシング詐欺とか、ネット不正送金でだまされた場合に、この特殊詐欺の方で件数が計上されているのか、別の事件として計上するものなのか、そこら辺を教えてください。

こういうネット不正送金事案は、県警ではサイバー対策の方で対応しているのか、組織対策の方で対応するものになっているのか。警察庁はサイバー特別捜査隊になっているようですが、大分県の場合、窓口としてどこが捜査されているのか、その辺を教えてください。

**足達生活安全部長** 不正送金に多く使われるフィッシング詐欺等については、特殊詐欺の中には含まれていません。特殊詐欺そのものが、対面することなく信頼させて指定した預貯金口座等への振込とか、その他の方法でだまし取るといったもので双方向の意思疎通が行われていますが、フィッシング詐欺の場合はそれがないので特殊詐欺には入れていません。

担当部署ですが、サイバー犯罪対策課が捜査をしています。もちろんその先に組織犯罪等あれば、刑事部と連携を取ってやるようになりますが、主体はサイバー犯罪対策課で捜査してい

ます。

**木田委員** ありがとうございます。

以前、神奈川県警はフリーマーケットアプリを使ってやっていたのを摘発した事例があったようですが、通常こういう詐欺に引っかかった方がいたら、そういう方が警察に届出される事例はあるのか。泣き寝入りされている方が多いのか、あるいは消費生活の方に相談されているのか、どういう状況なのか分からないですが、そういうものが件数的にもかなりの件数、全国であるので、そのような申出は、過去どのくらいあって捜査にあたっているという状況も教えていただけますか。

**足達生活安全部長** 件数などの現状についてですが、フィッシング詐欺という分類では統計的なものが手元に数字はありませんが、さきほど委員もおっしゃったように、不正送金事案はほとんどフィッシング詐欺で、不正送金事案の発生状況について申しますと、被害に遭った口座数は18口座、昨年の被害額は1,830万円ほどです。

あと検挙の関係です。これは非常に難しい捜査になって、海外からだとは大抵照会一つにしても時間がかかり、なかなか本犯には行き着きませんが、フィッシング詐欺関連、不正送金関連の犯罪としては8件検挙しています。

さきほど他県警の話がありましたが、昨年、大分県も愛知県警などと合同捜査を行っています。メモアプリのエバーノートとか、被害者にメールを送りつけて、そこにURLが書いてあり、それをクリックするとエバーノートの偽のサイトに飛んで、このままだと使用できなくなり、更新手続が必要ということでログインさせます。そのログインの情報を基に、被疑者がその被害者のエバーノートに不正アクセスをして、中にあるIDパスワードを盗み取り、インターネットバンキングに不正アクセスをして不正送金させるといった事件を解決して、長官賞等をいただいています。

**中野委員** 資料13ページ、予算概要の15ページ、一般警察活動費のうち留置人の給食に要する経費が予算で2,691万円上がっていま

すが、令和5年度の7月現計予算と比較して430万円の増加となっています。まず、その理由を伺います。

またあわせて、1週間当たりの単価や人数をどのように積算しているのか、もしお答えいただけるようであればお願いします。

**小野会計課長** 予算については、留置人の食糧費、これはこれまでの単価ではなかなか契約できないという事情があつて、単価の見直しを行って予算を少し増額したところです。

それから単価ですが、1日当たりの単価が1,216円見込んでいます。それが令和6年度は1,580円に増額したことになります。

**森委員長** 1日当たりの単価、3食でよいですか。（「はい」と言う者あり）

**中野委員** 私は議員になる前に、日田市にある済生会日田病院に勤務しており、大分県地域生活定着支援センターが府内町にあります。平成22年に県が委託した開設準備に携わったことがあります。ここは高齢者とか障がいのある出所者に対する相談業務等を行う支援機関で、以前、委員長にも見学してもらったことがあるかと思いますが、出口支援の対応をしている部署だと思います。

昨年6月の文教警察委員会の県内所管事務調査の折、国東警察署の改修された留置所を見させていただきました。そのときに、ここを入口と考えたときに、高齢者や障がいのある犯罪者に対する福祉の視点というのは、どういったものがあるのかなと思いました。また、高齢者や障がいのある方の検挙人員が増加傾向にあるというデータもこの前確認しました。

今回、県警本部が留置人の給食に要する経費を増額したということは福祉的な視点も考慮した対応だと思うので、大変評価していますが、県警本部として、この福祉的な視点に関して何か考えがあれば、伺いたいと思います。

**佐藤警務部長** 弁当と言うか、関連の費用ですが、一つはもちろん材料費が高くなっているのはありますが、委員がおっしゃるとおり、もう一つの視点として、十分な最低限の栄養を取ってもらう健康面にも一応配慮したことを考え、

それらを総合的に考えて、今回そういった費用を予算要求させていただきたいものです。

**中野委員** 現在、公安委員の中にはそういった福祉的な活動を日常されている方が着任されていると思います。そういった知見も是非今後とも警察行政に反映していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

もう1点、災害に関する事で聞きます。

私の選挙区は日田市で、平成24年、平成29年、令和2年、令和5年と立て続けに豪雨災害に見舞われています。昨年夏の災害時も警察の皆様には地域の安心・安全に大変御尽力いただいたことにまた改めてお礼申し上げます。

今年元日に発生した能登半島沖での地震に対しても、大分県警から現地でのパトロールにあたる特別自動車警ら部隊とか、安否不明者の捜索や救出活動にあたる広域緊急援助隊を派遣するなど、この災害時の対応について大変心強いものを感じています。改めてそういった役割に感謝するとともに、予算の観点から、県警本部として災害予算をどのように確保されているのか気になったところです。

昨年度の予算には災害対応能力強化事業があって、これは主にヘリコプターテレビの伝送システムの更新の予算でしたが、県警本部として、災害対応にどのような予算を確保しているのか、聞きたいと思います。

**染矢警備部長** 恐れ入ります。資料の13ページを御覧ください。

警察活動費の上から2段目、装備資器材等充実強化費があります。こちらの事業概要欄を御覧いただくと、後半部分に災害時の救命・救助活動に使用する資機材の整備に要する経費、こちらで今回は合計615万9千円の計上をしています。

具体的にどのような物件かという、例えば、冠水した現場で車椅子などを利用される要救助者の方を容易にボートに乗っていただくことができる、底がフラットなボートなどを要求することにしています。そのほかにも災害救助活動に必要な装備は、例えば、さきほど委員がおっしゃったとおり、能登半島に部隊員を派遣して

いるので、現場に行ってこんな装備が欲しい、あるいは他県はこんな装備を使っていたという意見を積極的に具申させて、常に装備などの充実反映するように心がけています。

**中野委員** 日田警察署の警備課長と代々お付き合いさせていただいていますが、日田市の防災担当である防災危機管理課と関係を構築しようと積極的に取り組んでいたことを記憶しています。激甚頻発化する災害に対して、県警本部、地元の特に日田警察署の皆さんもいつも誠実に一生懸命取り組んでいるのが十分伝わっています。

予算の確保がなかなか難しい面もあるかと思いますが、現場で必死に働いている警察官の安全・安心の確保といった点からも、必要な施設整備等があれば、各署から意見を求めて充実を是非図っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**森委員長** そのほか、ないようなら私から。

まず、予算概要の予算のポイント、安全・安心な交通社会の実現に向けてということで、県警として16ページの予算と共に交通安全に関する事業に取り組んでいただいています。その中でハード整備も当然必要で、そういった資機材を整備する予算が計上されていますが、一方、ソフト面から要求したいと思います。

交通安全意識の高揚ということで、臼杵警察署とか豊後大野警察署は、署長が中心になって、例えば、一般の車両はコンビニに駐車するときはバックからとめてくださいとか、交通取締りを強化しますよといった呼びかけを交通安全運動の冒頭にしています。そういったことをするだけで、実は駐車場にバックで駐車する人が非常に増えたり、全体的な走行速度を遅らせたりとか、それは本当に数字に現れているかは別として、そういったソフト的な取組も重要だと思っています。

また、電柱ポリスじゃないですが、電柱に警察官の写真を載せたり、蛍光テープで警察官がいるように見える反射材を置いたり、また、パトカーの看板にパトランプを回したり、そういったことでやはり交通安全が図られることもあ

るかと思えます。今申したように、ソフト部分とハード部分を組み合わせていくのが重要だと思うので、例えば、看板を置いているところは決まっています、恐らく慣れた人はそのまま通り過ぎるから、そこで何か一つ工夫があるといいのかなと思えます。設置した当初はいいけど、その後せっかく設置した設備等をどのようににかすのかという視点が足りないと思ったので、その辺を少し教えていただきたいと思っています。

そして、資料7ページ、予算概要9ページの優秀な人材確保ということでSNS広告等を活用した採用募集活動で400万円ほど計上されていますが、そのことによって定足数を満たすことができているのか。毎年400万円ずつかけているが、その状況、実績等がどうなのかを2点目として伺います。

最後に、資料12ページ、予算概要14ページの交番等に関する事です。令和5年度の予算では、大分駅前交番の上に大型ビジョンを設置して特殊詐欺等の被害防止を図るとか、警察官の募集であるとか、いろんな情報発信をされていると思えます。これが予算的には1,100万円ほど計上されていました。こういった媒体を使ったり、SNSを使ったりという方法も大事だと思いますが、今月初めに、朝県庁に通勤するときに駅にお巡りさんが3人ぐらい警杖を持って立っていた、何かあったんだろうかという職員の話が私の耳にも入りました。

この前の委員会でも申しましたが、やはり身近な場所でお巡りさんがみんなを見守っているとか、見張られているとか、逆にお巡りさんも見られているとか、そういった日常的に目に見える形での活動が足りないのじゃないかということをお聞きします。

特に、交番に行っても誰もいないことが多い。それが当たり前になっていて、この前、交番支援の話もしましたが、実際県民は交番に行っても誰もいないことが多いという諦めの風潮もあると聞きます。その点、交番勤務について人員が不足しているのか、警察官が見えない状況になっている原因が分かれば教えてください。

以上、3点お願いします。

**幸野交通部長** 交通安全に関して、ソフト面、ハード面というお話がありました。

さきほどお話が出たパトカーを模した旭章が付いた看板とか、電柱に警察官の姿を表示させて反射材を付けている取組は、令和元年に私が交通参事官のときに取り組んだことであり、確におっしゃるとおり、場所をころころ変えてやるのも一つの手かと思いますが、実はどこでも設置できるものではありません。例えば、パトカー看板一つについても、現在多くのものは寄附をいただいたもので、設置している場所についても道路管理者に許可をもらったり、道路脇の空き地とかの管理者に許可を得て置く場所を考えてやっているし、電柱1本1本についても九州電力と道路管理者の許可を得て設置しています。

こういった取組も踏まえて、交通事故は何で起きるのかというと、やはり人間であるからヒューマンエラーであって、そういった面であれば、きちっと安全確認を取っていれば、早めに危険を事前に察知して回避もできただろうということをお考えます。やはり運転者一人一人が日頃運転しているところに、やはり慢心であったり、怠慢であったり、事故は起きないだろうと、そういった考え方が根強く残っていると思っています。

実際、75万人のドライバーがいて、人身事故が2千件ちょっとです。物損事故を含めても3万4千件ほどと、75万人に対して3万4千件ですから、例えば壁にぶつけた、こすったという物損事故を含め、30年に1回とか40年に1回しか確率的には起きないので、どうしても人間というのはそこで油断ができます。

県警として、取締りも今変えてきているのは、単なる違反を取り締まるのではなく、より交通事故が発生する場所や時間帯において、そこで警察官の姿を見せていくと。ただ電柱に電柱ポリスがあるだけではなく、たまにはそこに警察官が立ったり、交差点、特に歩行者がはねられる交差点に警察官が立ったりすることで、言葉で言うと、見せる・見える・呼びかける交通指

導取締りを推進しています。この活動についても各署が、どれだけの人間を何時間、どの場所に投入したのかの集計を取りながら、その成果を見ているところです。

代表的なものは、去年から始めたワースト交差点というものです。事故の多い交差点を公表し、その場所にできるだけ警察官が立ち、約30か所のワースト交差点を指定して、昨年半年間取り組んだ成果としては、交通事故が物損事故も含めて25%減少しました。交通事故の物損事故を含めると、全体的に増加をして昨年度も3万4千件もあったのに、この取り組んだ場所については25%減少という成果も出ています。こういった意味では、取締りの方法もソフト面に移行しながら、交通事故が減るといったことを観点にやっていきたい。

さらに、交通安全思想の普及も大事です。その根底にあるのは、やはり交通安全教育。警察がその一役を担っていて、我々が本当に主になってやるのは、今法令で定められているドライバーに対してです。7万5千人のドライバー、免許更新は短い方で3年、長い方で5年に1回来ます。この方々にきっちりと交通安全教育していく、また、違反処分を受けた方にも交通安全教育をしていく形を繰り返しながら、地域の学校とか、いろんな企業や団体等と連携して、そこに出向いて交通安全教育をやっていくことに取り組んでいます。

なかなか難しい面もあり、交通事故の実態の推移を見ながら——確かに人口減という影響もあります。県では19年連続人身事故が減少し、死亡事故も統計以来、過去最少の32人が2年連続です。今後も事故の発生状況の推移を見ながら、どういうことに取り組んでいくのか考え、しっかりとその辺をやっていきたいと思えます。よろしくお願いします。

**古長警務課長** それでは、私から職員の採用関係について回答します。

まず1点目、職員の充足率と言うか、採用試験の結果です。令和2年度以降、今年も含めてですが、県警警察官と事務職を合わせて定数が約2,400人、毎年4月1日時点はおおむね

98%から99%の充足率で推移しています。

一方、優秀な人材の確保というところで、採用試験の状況は警察官になりますが、平成30年までは、おおむね競争倍率が7倍から5倍で推移していましたが、令和元年以降は3倍台で若干下がって推移しています。

そのため、予算案にも上げさせていただいたように、広範な状況で採用情報へのアクセスを取ってもらおうと、SNSとか、そういった広く呼びかける形を取っています。また、SNSだけではなく、Zoomを使ったオンライン説明会とか、そういった優秀な人材を広く採用情報に導く様々な方法を取って、優秀な人材の確保を今後も進めていきたいと考えているので、よろしくお願いします。

**足達生活安全部長** 委員長御指摘の警杖を持つてというのは基本勤務の立番勤務と言いますが、勤務時間は全国大きく変わりはなく、大体1時間から2時間ぐらい出ています。

この立番する時間帯が朝の7時から8時とか、夕刻とか、交番前の人通りが多い時間に勤務しています。基本的には交番の周辺ですが、近くに学校がある場合は、特に駐在所などはその学校の通学路などに立って警戒をしているケースも結構あります。

また、朝夕の時間は人通りが多いだけあって事件事故の取扱いが非常に多く、やはり一時的に臨場する地域警察官は真っ先に指令がかかりますし、立番勤務をやめて現場臨場といったケースが特に都市部では多いと思っています。昼間についても巡回連絡とか、警らとか、事件への対応とかで不在することもあります。

では、いなかったらどうするんだということもあるので、取扱いの多い交番、予算等の関係もあって20交番ですが、こちらに21人の交番相談員を配置して、極力県民が不在とって不安にならないように努めています。

**森委員長** ありがとうございます。

まず、交通安全の関係、交通部長から回答いただきました。そういった思いを持って設置したいろんな交通安全に関する設備とか、啓発看板や電柱ポリスを、実は看板の後ろに警察官がい

たとか、とにかくうまく使うことが必要なと思ったので、話を広げてお話ししましたが、是非そういう思想を交通部の方で引き継いでいただければありがたいなと思っています。

優秀な人材確保に向けて、以前もお話ししましたが、せっかく警察を志して警察官となって高い意識を持って大分県警で働いている若い職員、また、そこで育ったベテランの30代40代の署員が、県警の環境が悪くて辞めないように、やる気や意識を持てるようにしてもらいたい。だから、新採職員だけじゃなくて、今いる署員も大切にする県警組織であってほしいと思っているので、その点も環境整備を含めて今後しっかりやっていただければと思っています。

交番に関してですが、今いろいろお話をいただきました。私はオアシスタワーの交番とか、駅前や南大分の交番を通ることが多いですが、ほぼ見たことがないので。

それと、ブラインドが閉まっていたり、目隠しのシートが張っていたり、中も当然守秘義務もあるでしょうけど、そういった近寄り難いと言うか、そういった課題意識を持って、本来の交番の在り方をもう一度県警の中で話していただけるといいのかな。私も近くの駐在は子どもたちの見守りのため朝早くから立っているのを見ますが、片や交番では余りそういうのを見たことがないので、すみません、前回からこのようなこととお話ししています。

一度また生活安全部の方でも、今の交番勤務の在り方だとか、人員の充足状況とか、今の仕組みでいいのかも是非考えていただければ、それが県民の皆さんの安心感につながると思うので、その点よろしくお話ししたいと思います。どうでしょうか。

**足達生活安全部長** 今、委員長がおっしゃった交番の勤務状況は私も分からないですが、ブラインドとかポスターとか、そういったもので中が見えないという話については、本来、中が見えるようにしておかなくてはいけないこととなっています。これは巡視でそういった項目を含めて指導していきます。

**森委員長** ありがとうございます。今、この

現状が本当にそれでいいのか、働きやすさの面でもそれでいいのかというのを常に警察本部の中で問いかけながら環境整備に努めていただきたいと思います。よろしくお話しします。

そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

**太田委員外議員** 11ページの警察恩給費ですが、対象となる方がどのくらいいるのか。200万円ほど今年度減額されていますが、本人が亡くなられた場合には配偶者にその恩給権が行くのかどうか。

2点目は、13ページの警察犬運用体制強化事業費が4,200万円ほど今年度新規事業に近い形で増額されていますが、これまで民間とやってきたことがどうしても無理があるというか、それで警察本部自体がこれを行うようになった、その背景を少し教えてほしい。

3点目が、今レンタカーを使って運転している外国人観光客、特に湯布院は多いですが、要するにその辺の指導をこれから先どうするのか。結構、物損事故が多いので、しょっちゅう湯布院幹部交番は出動しているようで、この間新聞を見て、うちの近所の岳本交差点でそんなに事故が多かったのかと思ったのですが、そんな狭い道路でレンタカー同士がぶつかることがあります。その辺の指導体制をどう考えているか。

3点お尋ねしたいと思います。

**小野会計課長** 私からは、警察恩給費の支給についてお答えします。

支給の対象者は、今年度17人いましたが、令和6年度は15人と減っています。御本人がお亡くなりになったときには、御遺族に支給することになります。御本人には普通恩給という形で支給していて、御遺族には普通扶助料という形で支給しています。

**太田委員外議員** その内訳は、この15人の中に含まれていますか。

**小野会計課長** 含まれています。今御本人が受け取っているのが1人です。あと14人の方は御遺族の方が受け取っています。

**太田委員外議員** 配偶者じゃなくて御家族ですか。要するに配偶者が亡くなった場合はそれで終わるのではなく、子どもまで続くんですか。どの辺までそれが続くのか。

**小野会計課長** すみません。そこまで私も今お答えできませんので、確認してお答えします。

(「よろしくお願いします」と言う者あり)

**甲斐刑事部長** 警察犬の関係についてお答えします。

現在、警察犬の部外嘱託は10人ほどで20頭ぐらいの警察犬を運用しています。年間の出動回数は100回ほどになっています。この方たちの平均年齢は60歳を超えていて、皆さんほかの仕事と兼業しています。後継者もない状況です。

そのような事情を踏まえて、このたび大分県警察が独自で警察犬2頭を運用して、そのための犬舎——犬を管理する庁舎と、搬送する車両を導入するものです。さきほど申した出動回数100回の大半は高齢者の所在不明事案で、認知症の方が入っています。ですから、その検索の範囲も通常の道路上だとかではなく、山の中を徘徊していることもあるので、昼夜も休日も問いません。例えば夜間、佐伯市で所在不明になったときに、中津市の方しか対応できないとなると物理的にも無理があるので、中心部に警察犬を置いて、昼夜も休日も問わず、全県下に警察犬を派遣して、そういった事案に対応することとして今回創設するものです。

**幸野交通部長** 訪日外国人旅行者の交通事故や交通安全教育についてです。

旅行者は短期間日本に来て、向こうの免許証があれば日本で運転ができる国もあるので、それで運転して帰ると。その間、確かに交通事故も起こしているようですが、安全教育をする場所も期間もないので、なかなか我々が手を出せないわけです。県警としては、日本の交通ルールを外国語でイラスト的に描いたものを用意しており、これを県警のホームページに提示するとともに、レンタカー協会を通じて各レンタカー会社にもお配りし、レンタカーを借りる外国人旅行者の方々にお配りして、日本の交通ル

ル等を理解していただくことをやっています。

なお、警察の統計上、こういった訪日外国人旅行者という区分で交通事故の統計は取っていません。そのためお答えはしかねますが、手元に令和4年に私が個人的に調べたものがあります。これは旅行者ではありませんが、交通事故を起こした第1当事者の国籍が外国人になることと、起こしたときの通行目的が旅行とか娯楽といった目的であったものは、令和4年中の人身事故としては1件認知しているだけです。

また過去、平成30年以降を見てみると、平成30年は7件、令和元年は6件、令和2年では2件、令和3年では1件になっていて、人身事故に限っては、特に外国人旅行者がレンタカーを借りてどんどん事故を起こしているという傾向は見られません。

ただ、湯布院とか狭い道路で壁とか小さな物損事故は当然発生していると思いますが、そういった統計は残念ながら取っていませんので、正確に今申し上げることはできません。

**森委員長** ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終了します。

なお、採決は教育委員会の審査の際に一括して行います。

次に、第47号議案大分県地方警察職員定数条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

**佐藤警務部長** 資料の16ページを御覧ください。第47号議案大分県地方警察職員定数条例の一部改正について御説明します。

今回の改正は、都道府県警察ごとの警察官の定員の基準を定めた警察法施行令が一部改正されることに伴い、規定を整備するものです。警察法施行令の改正内容については、定年引上げに伴う新規採用者数の確保を目的として令和6年4月1日から令和7年3月31日の間、大分県を含む対象都道府県警察の警察官の定員の基準が増員されるものです。なお、本県については警察官の定員の基準が2人増員されます。

条例の改正内容については、第2条に定める職員の定数を施行令と同様に、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間、2人増員しま

す。定数を増やす階級は巡査としていますが、これは警察法施行令の改正理由が、定年引上げに伴う新規採用者数の確保を目的としていることから警察官採用時の階級である巡査としたものです。この改正により、本県の警察官の定数は2,092人から2,094人になります。

改正条例の施行日については、警察法施行令の一部を改正する法律の施行日である令和6年4月1日となります。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方は質疑等ありません

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別にないので、これをもって警察本部関係の審査を終わりますが、ここで一言私から御礼を申し上げます。

〔森委員長挨拶〕

〔種田警察本部長挨拶〕

**森委員長** ありがとうございます。

それでは最後に、この春で現職を御勇退される皆さんから一言お願いしたいと思います。

〔退職予定者挨拶〕

**森委員長** それでは、これをもって警察本部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

執行部が入れ替わるので、少々お待ちください。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

**森委員長** これより、教育委員会関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として太田議員に出席いただいています。

それでは、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和6年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**渡辺理事兼教育次長** 理事兼教育次長の渡辺です。教育長の岡本に代わって、はじめに私から一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただき、改めて厚く御礼申し上げます。

本日は付託案件2件、諸般の報告4件について説明、報告します。関係事項は、それぞれ担当課長から御説明します。

**神崎教育財務課長** 第1号議案令和6年度大分県一般会計当初予算のうち、教育委員会関係について説明します。

委員会資料の3ページを御覧ください。

こちらは別冊で配布している令和6年度教育委員会予算概要から説明ページを抜粋したものです。括弧書きのページ番号は予算概要におけるページ番号を示しています。

教育委員会の予算額は、左から2列目予算額（A）欄の上から3段目にあるように1,158億7,331万9千円です。これを右から3列目の5年度7月現計予算額（B）欄と比較すると、その右の欄にあるように、額にして93億6,308万7千円、率にして8.8%の増となっています。

続いて、先日の予算特別委員会で説明した事業を除く主要な事業について説明します。

4ページをお開きください。

下段、特別支援教育振興事業費1,148万1千円です。特別支援学校の教育の充実を図るため、教員の指導力を向上させるとともに医療的ケアの実施体制を整備するものです。新たに、医療的ケアが必要な児童生徒の宿泊学習への支援に取り組みます。

5ページをお開きください。

上から2番目、STEAM教育推進事業費3,019万6千円です。先端科学技術分野で活躍できる人材を育成するため、生徒や教員のデータサイエンス力の向上を図るものです。また、高校生が宇宙やエネルギー分野等に興味を持ち、挑戦意欲の醸成につながる講座もあわせて実施します。

6ページをお開きください。

上から2番目、読書だいすき大分っ子育て事業費479万7千円です。子どもの主体的な読書活動を推進し、豊かな心を育むため、家庭での読書活動を啓発するための講座や絵本の展示等を行うとともに、学校司書や読書ボランティア等を対象とした研修会を実施することで、子どもの読書習慣の定着を図るものです。

7ページをお開きください。

上から2番目、日本語指導ステップアップ事業費2,223万6千円です。日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実を図るため、日本語指導支援員を県立学校に派遣するとともに、小中学校に支援員の派遣を行う市町村に対し補助を行うものです。また、日本語指導アドバイザーを配置し、県内どこでも同じように指導・支援を受けられる体制づくりを行います。

8ページをお開きください。

上から4番目、デジタルを活用した文化財保存活用推進事業費3,435万5千円です。文化財の保存・活用を推進するため、各文化財の特長をいかしたデジタル化を進めるとともに、埋蔵文化財センター等における展示や民俗文化財等の体験機会を充実し、文化財の多彩な魅力に触れる機会を提供するものです。

9ページをお開きください。

上から2番目、全国高校総体開催事業費2億6,928万7千円です。今年7月25日から8月20日にかけて本県で開催される全国高等学校総合体育大会の運営に要する経費です。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

**御手洗（朋）委員** 今説明いただいた6ページ

の読書だいすき大分っ子育て事業費のことです。

子どもと書いていますが、この子どもの年齢はどの幅で想定しているか、教えてください。

**森山社会教育課長** お答えします。

この事業全体の子どもという捉えでよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

子どもの年齢については高校生までを対象にしています。下は乳幼児からになります。

**御手洗（朋）委員** 多分想定として、やはり保護者が小さいうちから子どもに読み聞かせをすることは大事だと考えていると思いますが、私もそこは同意見です。ただ先日、幼児教育に関わる方と話をする機会があって、今こども園化が進んでいて、幼稚園に勤務していた人と保育所で勤務していた人が一緒に働くようになっていきます。幼稚園に勤務していた方が、是非子どもたちに本を家に持って帰ってもらって保護者に読み聞かせをしてもらいたいということをやったら、保育所に勤務していた方は、保護者にそういう負担をかけるのはよくないということで、それが実現しない。だから、一概にどっちがいいとか悪いとかは判断しづらいですが、教育の考え方と福祉の考え方の違いだろうなど。保護者も日常的に仕事をしていてなかなか時間がない中で、あえて預けているところから、家に帰ったら子どもたちに本を読んでもらうねとは言えないという考え方もあると思います。もちろん最初申したように、各家庭で事情があるとはいえ、子どもたちにしっかり読み聞かせをした方が小学校に上がってからのいいだろうなとも私と思いますが、そういった差が出た状態で小学校1年生を迎えているのも現実じゃないかと思います。そういったことも精査していただいて、せっかくの事業なので、いろんな家庭環境も含めた上で実効性のあるものにしていただきたいと思います。

**堤委員** これは一般質問で出たかも分からないけど、学びの多様化学校の問題ですね。

このプランは国によって昨年発表されて、10月に不登校・いじめ緊急対策パッケージが取りまとめられていますね。政府では分散教室を含めて全国300校の設置を進めるとしていま

すが、大分県として不登校特例校と言われるものについてどういう状況なのか。

あと、学校施設整備についても、2027年度までの時限措置として新たに学びの多様化学校とか夜間中学を設置する場合には、補助率が3分の1から2分の1に引き上げられるという方向も出ていますが、県として補助を使った夜間中学の取組はどうかかな。これも一般質問に出たのかなと思いますが、それを少し教えてください。

それから、もう1点、考え方。学校給食費の無償化の答弁として、県立学校での予算の問題について、学校の無償化は市町村が判断すべき問題だと。県として、親の経済的な負担を軽減させるということで県立学校は無償化するとも言っていますよね。市町村の判断も経済的な負担を軽減させるという判断ですね。県と同じ判断です。だから、そういう点からすると、同じ判断の中で、宇佐市とか豊後高田市は頑張ってる市でやっているけど、そういう協議と言うか、給食費の問題についての拡大、拡充についての協議は過去あったのかな。つまり、基本的には、子どもたちと親のために負担を削減しましょうという、それぞれがいい立場から無償化を進めているわけだから、そこらは市町村だから市町村が判断するだろうと、ぼんと投げるんじゃないかと、そういう段階での考え方はどう考えているか教えてください。

大きくその2点です。

**前田学校安全・安心支援課長** 学びの多様化学校についてです。

委員の御質疑の中にあつたとおりで、一般質問、予算特別委員会でも御質疑いただいているので重複する部分はありますが、本県では玖珠町が特に教育長の御意向により、不登校の子どもを今救いたいという強い思いで、学びの多様化学校をこの4月に開校することになりました。

御質疑の県内の状況についてですが、先進的な取組を始めた玖珠町に他の市町村も大変興味を持っています。直接問合せしたりもしていますが、これから県としては、玖珠町の取組を横展開で、各市町村にもその取組の好事例等を伝

えていきたいと考えています。

**佐保体育保健課長** 学校給食費の無償化についてお答えします。

各市町村と給食費の無償化、負担軽減の在り方等についての考え方の整理等を一緒になって協議をした経緯はこれまでありません。それぞれの市町村の取組等について把握はしていますが、それぞれの判断で実施されているものと捉えています。

**小野義務教育課長** 夜間中学校に関する補助事業について御説明します。

文部科学省の補助事業のスキームについては、正式に設置を表明した場合に限って補助事業の補助率があるということなので、現在は夜間中学校設置に向けての検討段階です。総合教育会議においても、丁寧、慎重に調査研究を踏まえて設置を検討するようという御意見をいただいたので、設置に向けて丁寧に検討していきたいと考えています。

**堤委員** 基本2027年度までという一つの期限があるよね。流れとすれば、そのときまでに結論を出したいという考え方でいいのかが一つ。

それと、給食費の関係は、協議をこれからしたらいいと思うけどね。つまり、どちらも家庭の負担を少しでもなくしていきたいという思いが一緒だからね。さきほど言ったとおり、市町村の判断でと一刀両断するんじゃないかと、そこら辺をどういう会か分からないけれど、大分県とすれば、こういう形になってこういう利点がある、市町村とすれば、こういう利点があるとなれば、どこかの部分で一緒にできないかとか協議をしていくべきだと思うよ。考え方一緒なんだからね。そこら辺はどうかを聞いたかったわけ。

**小野義務教育課長** 夜間中学校の設置についてですが、本日、新聞では令和9年度までに設置と報道がありましたが、令和9年度までに都道府県に各1校と文部科学省が目標指標を示している中で、それまでには設置に向けて検討していくという意味です。

**佐保体育保健課長** 毎年度、市長会や町村長会、町村長との意見交換会は教育委員会で行ってい

て、意見交換の場での各市町村の考え方については、これまでも意見が交わされたことはありました。ただ、そこについて深く協議というところまでは至っていないので、そういう場の中で意見交換等をしていきたいと考えています。

**堤委員** 夜間中学の方は分かりました。

ただ、さきほどの給食費の関係はそういう立場で、せっかくだいいい制度をつくれたわけだから、それぞれがいいところを学び合いながら共に前進していく立場で是非臨んでいただきたいと思うので、その点はくれぐれもよろしくお願ひします。

**木田委員** 今の堤委員の発言にも関連して申し上げたいと思います。

給食費の関係で、青森県が各市町村に助成しようとしていると思います。これは結局、各都道府県庁にこども家庭庁のようなものがあるかどうかにかかっているのじゃないかと。結局、青森県のスキームは、既に給食費が無償化になっている市町村は、その2分の1補助は医療費でも保育料の無償化でもいいから、別の目的で使っていいよというスキームになっていると思うんですね。

だから、これは教育委員会だけで話すと財政課との折衝も大変でしょうから、なかなか難しい面があると思うんですね。やっぱり子ども・子育て支援という枠組みでどういった支援が必要なのかを考えていかないと、単にこの給食費の補助を県がするかどうかの議論をすると、財政課としてもなかなか難しいんじゃないかと思ひます。だから、青森県方式みたいな子育て支援の枠組みの中で、使い勝手のいいと言うか、そういう議論が今後必要なのかなとは思ひます。

夜間中学は今日の新聞報道を見てびっくりしました。この間、18日に我が会派県民クラブの高橋議員が質問して、諸費で対応という答弁じゃなかったかなと思ひてですね。となると、新聞記事は具体的な対象とする人をどうすべきだとか、いろんな具体的な検討項目が出ていたと思ひますが、令和9年度までに設置するとなれば、前もって具体的なものにしていけない

と悪いと思うので、それが本当に諸費で賄って調査研究が可能なのかですね。

あわせて、今日の新聞記事は分からないところがあつたので、具体的にこういうことは検討すべき課題だと言われたことを教えていただきたいと思ひます。

**小野義務教育課長** 3月18日に総合教育会議がありました。その夜間中学校についての議論の中でこういった御意見がありました。

ある県では早くから設置を表明しているが、体制が整っていない状況がうかがえるので、大分県はそうならないように、慌てずにじっくり計画していくことが望ましいという御意見をいただきました。また、不登校だった方の学びのセーフティーネットとなるよう慎重に検討していただきたいといった御意見もあつたので、諸費の中ではあくまでも調査研究と。今後の調査項目としては、やはり中身の部分です。教育課程やコースといった、いろんなコースがあるわけですが、実際どんな学校にするかは学校の教育目標があつて、教育課程をどうしていくかを来年度は焦点を当てて調査していきたいと考えています。

**木田委員** 夜間中学、対象とする人を何か考えるべきだというのはあつたと思ひます。そこも示していただきたい。我々も委員会で大阪府に調査に行かせていただいて、やはり外国人の子どもへの対応も大変だとか、いろいろあると思ひましたが、大分県でもかなり外国人在留者とかずっとうなぎ登りでこれからも増えると。育成就労の制度改正もありますが、今後、家族帯同も増えることを考えたときに、そのスキームと言うか、枠組みを考える必要があると思ひます。対象とする人をどうするか、教えてください。

**小野義務教育課長** 正に入学対象の方を決定していくのは非常に重要な検討事項の一つではあります。自治体によっては様々な入学要件を示していて、例えば徳島県であれば、高校や短大を卒業していても中学校時代に学校に行けていなかった、つまり、中学校の学び直しをしたいという希望があれば入学の対象になります。しかし別の一般的な県では、高校や短大を卒業し

ている方は仮に中学校時代に不登校の状況であってもそれは入学対象にはならない。だから、そのあたりは大分県としてどう考えていくのか検討していきたいと、慎重に考える必要があるかと思えます。

あわせて、外国籍の方も入学対象に恐らくなるとは思いますが、なった場合には様々なコースの教育課程が必要になります。他県はそれをやっているの、他県の事例を参考にしながら、やはり中身の部分を充実していかないと、学校は設置がなかなか難しいと思うので、さきほども言いましたが、そこを調査研究のメインにしていきたいと考えています。

**木田委員** その対応できるところがどこまで分かりませんが、確か岡本教育長が大分流の夜間中学というのがあるのじゃないかという御発言もあったと思うので、そういったところをどういう姿になるのか、またしっかりと慎重かつ丁寧にしていくと思うんですね。対象者の数を今回見たときには、ひょっとしてオンラインを使うのかなとイメージしたんですが、令和9年はそんなに遠い先じゃないので、しっかりとその辺また来年度詳細にお願いしたいと思えます。

**堤委員** 避難所指定の体育館へのクーラーの設置ね。電源はどういう形にするのか。避難所だけに電源が一緒やったら悪いだろうから、特別に耐震用の電源をつくるとか、そういうのはどうですか。

**神崎教育財務課長** 電源については全て電気式でつくるかどうかも含めて今検討しています。電気式とガス式があります。それで、電気式の場合は受変電設備の増設が必要になったりする場合があるので、その辺を含め、一番経済的、効率的なものを考えていきたいと思えます。

いずれにしても電源については受変電設備から高圧で受け入れて低圧に変換して、通常の容量が不足するのであれば増設することになるかと思えます。

**堤委員** その場合だと、地震とか津波、それには上に電源を置かなければいけないだろうけど、取りあえずは地震については十分耐え得るということで考えていいわけよね。

**神崎教育財務課長** 耐震性については、当然建物も含めて設備も耐震対応にしていくので、その辺は御心配されなくても大丈夫かと思えます。

**堤委員** この前、高橋肇議員の一般質問で、臨時講師を正規職員にしたらどうかという話をしましたね。そのときに渡辺次長が答弁で、過去の事件の問題もあってというのが出たよね。そこら辺の認識がよく分からない。何で臨時講師をそうやって正規教員にする場合に過去の事例が教訓で出てくるのか、その意味が全然分らなかったんだよ。そこら辺はどうなんですか。

**渡辺理事兼教育次長** 一般質問では、臨時講師の教員採用試験にあたって、一次試験の免除等の何らかの優遇措置を行うべきではないかという質問がありました。その中で、他県教諭であるとか他県の試験に合格されている方については一定の能力実証はしているということで、特別選考であったり、免除であったり、そういった対応をしています。臨時講師については今、そういった対応はしていませんとお答えしました。

過去の事件というお話ですが、やはり公平性や公正性といった場合に、受験生はひとしく同じ条件で試験を受けていただくという部分があるので、単に臨時講師の経験があるから一次試験を免除する形で対応することについては慎重に検討する必要があるとお答えしました。

**堤委員** 過去の事件の問題は、臨時講師とか学生に非は全くないのよ。つまり、問題があったのは、教育委員会の組織そのものだったわけですね。だから、臨時講師の方々をそういう特別免除してあげなさいと。それは特別選考という形にすればいいわけだから。社会人選考とか、民間人校長とか、それをやっているわけ、実際教育委員会はね。だから基本は、そういう特別な選考を考えてやったらどうですかということだよ。そこに過去の事件の問題、教訓が入ってくる問題は一つもないのよ。問題があるとしたら、それはそっち側の問題ですよ。教育委員会がしっかりとしなければいけない。

特別選考の在り方を考えれば、別に過去の事件は関係ないじゃない。臨時講師の方々をそう

いう正規職員に上げる、その場合にどういう形で特別選考するかとかね。その中で一次試験を免除するとか、今三次試験はなくなりましたが、そういういろんな形を考えていけばいいわけよ。だから、過去の事件がどうのこうのと言う必要がないし言うべきではないと、私はあの答弁を聞きながらそう思った。

**渡辺理事兼教育次長** 過去の事件で問題にしたのが、教員採用試験については選考試験なので、ある程度そういった裁量の余地が大きくあって、その運用の中でいろいろあいまって、それは当然当時の教育委員会の試験のやり方に問題があったのは、おっしゃるとおりだと思います。

そういったものを受けての再発防止で、教員採用試験も透明性を確保していこうと人事委員会と協調してやるとか、そういう中で、一定の成績を重視しようとしてこれまでやってきました。そういう意味で、臨時講師の経験をもって一定の能力実証ができていくと勘案していくのはなかなか難しいところがあるというつもりで申しました。当時のこちら方に非があるのも重々承知して、これまで取り組んできたので、試験の実施にあたっては、選考試験はありますが、一定の能力実証をどうするのか、公平・公正性を考えて対応していきたいと申したつもりです。

**堤委員** 透明性を図るのは、何回も言うけど、教育委員会ですよ。別に受ける方々じゃないよね。だから、さきほど言ったとおり、障がい者選考とか、いろいろな特別選考は六つか七つ今あるでしょう。教育委員会がそういうことを考えればいいわけだよ。例えば、臨時講師を10年以上している場合であれば、一次試験を免除する特別選考だとか、そういうことをいろいろ考えていく。つまり、公明正大にやっていけばいいわけだよ、変える場合はね。

今まで中でちょろちょろ変えたから、ああいう問題になったわけだな。私、そのとき現場にいたから、いろんな問題があったのは百も承知。だから、その問題を出して答弁するのは大間違い。あれは是非やめた方がいい。でないと、いろんなことが考えられるわけだから。

さきほど言ったとおり、事件はあなた方の問

題だから、あなた方がしっかりすればいいだけの話。そういうところはきちっと分けてやるべきだということは強く要望しておきます。

**森委員長** そのほかございませんか。

なければ、私から何点か確認をしたいことがあります。

まず、今日配付の資料にはないですが、予算概要の資料でいきます。予算概要の29ページ、教育庁ワークセンター設置運営事業費は前年度から1億円ほど予算増となっています。教育庁内にワークセンターがあって、職員がいろいろ業務にあたっているのを私も拝見することがありますが、この事業について1億円増の理由と、あと今、ワークセンターの職員の働く環境はどのような状況か、確認をさせてください。

予算概要53ページ、さきほど堤委員からあった体育館空調設備整備です。これに関して私は以前、ガスヒートポンプの導入について話をしました。都市ガス、LPガスとありますが、全国的に見ると、LPガスでの導入も進んでいると聞いています。さきほどの話の延長ですが、今後かなり多くの箇所を整備していくということなので、コストの縮減、あとランニングコストの縮減は大事だと思いますが、それについて詳しく教えてください。

あと、予算概要90ページ、県立高校未来創生事業費で全国募集の事業がありますが、全国募集に関する経費ということで、今予算が年間1,600万円ほどかかっています。実際その全国募集して、今回のいわゆる高校受験でどれぐらいの方が応募されたのかを確認したいと思います。

そして、さきほど説明のあったデジタルを活用した文化財保存活用推進事業費です。予算概要では119ページ、手元の資料では8ページですね。文化財のデジタル化に取り組むということと、民俗文化財等の体験機会の充実、ここを詳しく教えてください。

最後に、以前からこの委員会で取り上げている県民スポーツ大会、予算概要で129ページのいわゆるこれまで行われてきた県内一周駅伝

が都市対抗駅伝となっていますが、来年度の取組において、県民スポーツ大会での位置付けに関してどの程度話が進んでいるのか。

すみません。多いですが、5点についてお願いします。

**吉雄教育人事課長** ワークセンター設置事業についてお答えします。

この事業を行うことによって、障がい者雇用等を進めているところで、本年度の障がい者雇用率については、法定雇用率2.5%を2.66%と達成しています。この法定雇用率が令和6年から令和8年にかけて、現行2.5%から令和8年には2.9%まで引き上げられることに伴って、現状、正規職員のほか、会計年度任用職員を教育庁内あるいは県立学校等で採用していますが、来年度については会計年度任用職員を25人増やすため、その分の予算が増えています。

**神崎教育財務課長** 体育館の空調設備整備に関しての御質疑をいただきました。

電気モーターヒートポンプ（EHP）やガスヒートポンプ（GHP）の設置経費、ランニングコストについて、それぞれ今仮試算を行っています。

当然ですが、施設設備の整備にあたっては有利な財源の活用とあわせてランニングも含めたトータルコストも考慮しています。土木事務所、施設整備課と協議をして、最適な設備を導入する予定にしています。

昨今の円安と世界的な原油価格の上昇、資機材価格の高騰もあって、去年は電力入札が不調になるなど、電気の優位性が縮小しているのは事実です。また、都市ガスの耐震性も向上していて、災害時でも安定供給ができると聞いています。

ただ、プロパンガスについては、同じガスでも都市ガスと比べると、やはり価格的には劣るし、バルクタンクという貯留タンクの設置が必要なので導入時のコストも割高になると。また、建物との保安距離とか、供給車両のスペースの確保といったことで、学校施設の配置ともあわせて個別に検討する必要があると聞いています。

また、今回は熱中症対策がメインで我々やっているのですが、大規模災害を想定した導入ではないところは御理解いただきたいですが、いずれにしても価格比較等やって検討し、他県動向については委員長からも資料提供いただいたので、どのように整備していくか随時検討を進めていきたいと考えています。

**山田高校教育課長** 全国募集の本年度の入試状況について説明します。

全国募集については、安心院高校、国東高校、久住高原農業高校の3校で実施していますが、安心院高校に2人、国東高校に2人、久住高原農業高校に9人、以上全部で13人受験をして無事全員合格をしています。

**三重野文化課長** 文化財のデジタル化について質疑を二ついただきました。

まず1点目は、事業の具体的内容ですが、デジタル化の利点の一つに、現在触れることができない文化財を見ることができます。

その点は、現在も地中に埋まって見ることのできないものを埋蔵文化財センター等が作っている資料を基に復元して、デジタルで見ることができるようにしたいと考えています。その一つの候補として、例えば、雄城台高校に大きな遺跡があったので、その高校で見ることができるようなものを作りたい。

もう1点は、なかなか文化財には触れることができないですが、デジタルで作った復元のものであれば触れることができます。これは歴史博物館が行いますが、宇佐産業科学高校と連携して、宇佐神宮の呉橋の擬宝珠等の復元のレプリカを作って、それを今度盲学校の生徒に触ってもらうとか、そういった形で文化財に親しむ機会をつくっていききたいと考えています。

その上での活用については、先哲史料館では文化財のデジタル化を進めて小学校に授業を行います。さらに、その小学生たちは自分の地域の文化財をデジタル化して、子どもYouTubeとして地域の文化財を中心に地域の魅力をYouTubeで発信していく取組を行うようにしています。それを基に地域活性化に努めていきたいと思っています。

民俗文化財の内容については、令和6年度から令和8年度にかけてモーションキャプチャーを用いた民俗文化財の伝承用の映像を作成していきます。特に6年度は県内でも最も団体数が多い——大体280団体ほどありますが、神楽の団体で実施を予定しています。

また、大分県内にある多数の民俗芸能団体が参画する大分県民俗文化財連絡協議会を設立して、県内の民俗芸能について先進事例の取組紹介などの情報共有を行います。さらに、その分科会の下にそれぞれ民俗芸能団体別の研修会を開催して、その研修会の中で優れた伝統芸能を意識して、その後継者育成に取り組んでいる好事例を報告し合うなどして、民俗芸能の途絶を防いでいきたいと考えています。

**佐保体育保健課長** 大分県民スポーツ大会における記念競技の追加種目等の進捗状況についてお答えします。

昨年度9月に第76回の大会を終えて、現在77回大会の準備を進めています。2月には県の実行委員会を開催し、各競技種目の実施要綱等の検討を行いました。その際、今回陸上競技協会から陸上競技の中に駅伝種目の追加についての提案等はありませんでした。その結果、今回実行委員会においては駅伝競技の追加についての検討もされていないので、これまでどおりの陸上競技の種目開催という形になっています。

**森委員長** ありがとうございます。

教育庁ワークセンターに関して、吉雄課長、今の働く環境において課題等がないかどうか、教育庁ワークセンターのみでいいのでお聞かせください。

体育館の空調設備に関しては、都市ガスのところを中心ということ、資料も課長にお渡ししましたが、災害用に保管する形でLPガスを使っているところもあるようなので、今後予算とか、そのコストのこともありますが、検討をしっかりしていただきたいと思っています。

全国募集は13人ということで、これが多いか少ないかの評価はあるかと思いますが、私は期待しているほどではないのではないかと考えています。そういった募集の仕方と、その学校

の環境というか、受入環境と学校の魅力とか、いろいろ複合的な要因があるんでしょうけど、これはまたきちんと検討すべきかなと思いました。

文化財のデジタル化で、無形文化財をモーションキャプチャーで保存するとか、手足の動きまで保存することは、また将来的にすごい価値のあることになるのかなと思いました。文化財の団体としっかり進めていただきたいのと、デジタル化については、できれば県民がインターネットから見られるような形であると、もっとありがたいのかなと思っています。

県民スポーツ大会駅伝の種目の件は、私も委員会で取り上げながら陸上競技協会にプッシュが浅かったのかなと今改めて感じました。選手の気持ちとか、今後の競技力向上のことを考えると、県民体育大会への位置付けをしていただかないと、陸協単独の大会では市町村、いわゆる郡市がそれに対しての予算も組めないということがあります。このことについては私どもも今後またしっかりと話をしていきますので、是非教育委員会の御協力もいただきたいと思います。ワークセンターのことだけ、吉雄課長お願いします。

**吉雄教育人事課長** ワークセンターの課題と申しますと、やはりワークセンターで働く職員の業務、これが本人の特性とか、そういったものに合った業務になるので精査しなければならないことが一番の課題と捉えています。そのために職員をサポートするワークマネジャーを配置していて、このワークマネジャーが職員の希望や特性等も踏まえながら、安心して働き続けられるよう支援をしています。こういった取組によって、必要な労働習慣とかキャリア習得への支援を行っている状況です。

**森委員長** 最後に、なぜワークセンターの職員のことを私がお話ししたかと言うと、これは実はここだけの課題ではなく、施設の部分、会計管理局や土木建築部とか、県有財産経営室に私が指摘をしています。ワークセンターの職員が車椅子に乗って本庁とワークセンターを移動されているのをよく見かけます。雨天の場合、車

椅子を動かしながら、傘も差せないで移動するとか、そういったいわゆるハード面の働く環境への配慮がどうなっているのかなと気になりました。もしかしたら言わないで、そのままになっているところもあるのじゃないかなと思ったので、そういった移動手段とか、移動における課題とかをどれぐらい把握されているのかなと思ったので質疑しました。それについて分かる範囲でいいので、何か教えていただければと思います。

**吉雄教育人事課長** 現在の職員の中では移動に関して特に問題となったことはありませんが、以前、車椅子で働かれていた方がいました。その際、別館の庁舎内にトイレを新たに設置する等はこれまでに取り組んでいます。

**森委員長** 雨天時の本館と別館の行き来の課題についてはほかでも指摘させていただきました。これはまた大きな県庁施設になりますが、別館にいる職員が非常に不便なこともあるのじゃないかと思っています。そのままでもいいんでしょうかと言っているのは私だけですが、それぞれの職員がやはり働く環境整備の中でいろいろ考えていただけるといいと思ったので、指摘しました。

そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに御質疑等もないので、これよりさきほど審査した警察本部関係部分とあわせて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議があるので、挙手により採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

**森委員長** 挙手多数です。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第46号議案土地の取得について執行部の説明を求めます。

**神崎教育財務課長** 第46号議案土地の取得について、大分鶴崎高等学校第2グラウンド移転に伴う土地の取得について御説明します。

10ページを御覧ください。

資料の上段を御覧ください。前回の委員会で説明しましたが、大分市東部地域の人口増など大分県支援学校の教室不足等を背景に、隣接する大分鶴崎高校の第2グラウンドを大分支援学校の整備に活用したいと考えています。このため、大分鶴崎高校の第2グラウンドの代替地を確保する必要があることから、下の地図にあるように大分鶴崎高校に近接する大分市所有の国宗グラウンドを市から取得し、両校の教育環境の向上を図るものです。土地の所在地は、大分市大字鶴崎字国宗町510番1ほか2筆、面積は2万2,395.19平方メートル、金額は3億5,032万7,115円となります。取得後はグラウンド整備工事を行い、令和7年度中の供用開始を予定しています。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

それでは、①と②の報告をお願いします。

〔委員外議員退室〕

**升井特別支援教育課長** 第三次大分県特別支援教育推進計画に基づく特別支援学校の再編整備の進捗状況について御報告します。

1 1 ページを御覧ください。

まず、1 大分市内の知的障がい特別支援学校の新設についてです。新生支援学校、大分支援学校の児童生徒数増加に伴う教室不足解消のため、旧聾学校校舎を改修し、新たな知的障がい特別支援学校中央支援学校を本年4月に開校します。校舎も当初の計画どおり1月末に完成し、4月の開校に向け、準備の最終段階に入っています。

次に、1 2 ページをお願いします。

2 南石垣支援学校の別府羽室台高校跡地への移転についてです。特別支援学校設置基準を満たす広さの運動場を確保するため、別府羽室台高校跡地へ移転します。今年度末で実施設計を終了し、来年度より改修工事に着工する予定です。工事が順調に進めば、令和8年4月の移転開校を予定しています。

続いて、南石垣支援学校給食死亡事故に係る損害賠償請求事件の判決対応について御報告します。

1 3 ページを御覧ください。

1 にお示ししたとおり、事故は平成28年9月15日に発生し、当時南石垣支援学校の高等部3年生だった林郁香さんが給食時間中に倒れ病院に搬送されましたが、同年10月2日に死亡しました。事故は、郁香さんの担任が他の生徒の教室移動に付き添うために、郁香さんを残してランチルームを離れた際に発生しました。

項目2、3に示したとおり、郁香さんの御両親らが県と教職員4人を相手に約3,700万円の損害賠償を求めて訴えを起こした訴訟の判決言い渡しが3月1日金曜日に大分地裁でありました。

3の(2)、(3)に判決の内容について示しています。判決は原告の請求を一部認め、県に原告2名それぞれ330万円、計660万円の損害賠償金の支払を命ずるものでした。判決理由として、争点になっていた事故発生当時の

担任の見守り義務について、(3)①にあるように特別支援学校の教諭には、知的障がいを持つ児童生徒一人一人の障がいの特質を踏まえた安全配慮義務があるとした上で、担任は被害生徒が食べ物を掻き込むようにして、よく咀嚼せずに飲み込む傾向を認識しており、事故発生時、被害生徒の動静を見守り窒息等を防止する義務があった。担任は、ランチルームを離れる際、その場にいた養護教諭に被害生徒を見守るよう依頼することは容易であったにもかかわらず、その依頼をせず被害生徒をランチルームに一人残してその場を離れたことは、被害生徒への見守り義務に違背したものである。担任の見守り義務と被害生徒の死亡との間には因果関係が認められる、といった内容が含まれています。また、応急処置義務等その他の注意義務については判断されなかったものです。

判決を受け、3月5日の教育委員会で判決への対応を協議し、控訴せずに判決を受け入れる方針を決めました。原告らも控訴することなく、控訴期限を迎え判決が確定しました。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

**堤委員** 損害賠償について確定しましたよね。今後の体制がやっぱり大事だと思うんですね。これは一つ大きな教訓としながら、二度とこういう事故を起こさないという体制強化等含め、総合的な計画というか、防止のための対策、そこら辺、対策は何かありますか。

**升井特別支援教育課長** 先日の予算特別委員会でも質疑いただきましたが、令和4年10月には、より実践的な内容を盛り込んだ、摂食指導の手引(実践編)を作成し、各特別支援学校に配布しました。手引を活用することで、障がいのある児童生徒一人一人の障がいの状態に応じて安全に食事が行われるよう、各学校に周知徹底を図ってきました。

それから、学校ごとに理学療法士や作業療法士等を招いて、児童生徒の実際の食事を見ていただいて、このようなことを注意した方がいいとか、そういう指導を受けています。また、専

門家から研修会での講話などをいただいて、児童生徒が安全に食事を進めることができるよう、事故防止と安全確保に努めています。

また、県教育委員会指導主事等が学校を訪問して、給食の際の安全管理体制等を確認して、改善点等を指導、助言するようにしています。給食だけではなく、学校全体の安全管理について、緊急対応時のシミュレーション訓練やヒヤリ・ハット事案の報告、AEDを使った救命救急講習等の取組も行っています。

今後もこれらの取組を継続していきながら、二度と同じような事故が起きることのないように児童生徒の安全確保について万全を期していきたいと考えています。

**堤委員** 当然教職員の認識はきちっとそういう形でしなきゃいけないけど、やはりもう一つの根本的な問題として、定数を増やす問題。特にこういうところは、なおさら一人一人の子どもたちに寄り添ってやっていかなければいけない。一般の学校でも一緒だけど、なおさらそれが必要だと思います。現場としてそういう声をあげていった方がいいのではないかなと思うけどね。そこら辺はどうですか。一刀両断で、しないでなくて、それも含めて検討した方がいいと思うので、これも是非要望で言っておきます。よろしくをお願いします。

**御手洗（朋）委員** 全ての保護者にとって、朝行ってきますと言って家を出た子どもが帰りにただいまと帰ってくるのが一番の願いじゃないかなと思っています。今回の件にかかわらず、先日、ウズラの卵の件もありましたし、今、残念ながらいじめに起因して自ら命を絶つ子どもたちの構図もありますし、あるいは行き過ぎた指導で、余りいい言葉じゃないですが、指導死という言葉も一部マスコミ等では使われている現状もあります。今回のことを教訓に、全ての教育現場、学校で安心・安全が保たれる、子どもたちの命を一番に考える教育がよりできるようにしていただければと思います。よろしくをお願いします。要望です。

**森委員長** そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに御質疑等もないので、続いて③と④の報告をお願いします。

**山田高校教育課長** 14ページを御覧ください。大分県立高等学校未来創生ビジョンの策定について報告します。

本ビジョンは、本県高等学校教育のさらなる充実・発展に向け、今後の学校の在り方について、方向性を未来創生ビジョンとして策定・公表するものです。14ページの資料は、ビジョン策定の背景や趣旨及びこれまでの経緯について記載しています。（1）は本県におけるこれまでの高校改革の概要です。平成17年度からの高校改革推進計画実施以降の取組を記載しています。（2）の策定の趣旨について、まず課題として策定の背景を記載しています。高校を取り巻く状況の変化やスクール・ポリシーの策定、普通科のさらなる魅力化・特色化などの国の動きなどへの対応という点です。右上にグラフを掲載しています。今後の生徒数の推移ですが、令和6年3月の中学校卒業生数は1万61人となっています。御覧のように、令和8年3月まではやや緩やかな状態ですが、令和9年度以降は下降傾向が顕著です。さらに最新のデータでは、昨年度の出生数が6,500人程度というデータも出ています。

こうした状況の中で、今回策定するビジョンは県立高校の統廃合を検討するものではなく、全ての学校の魅力向上を目指すものとして今後10年間の方向性を示すものですが、社会情勢の変化なども踏まえ、策定後5年をめどに見直しも検討することとしています。右下の（3）では、策定に向けたこれまでの経緯を示しています。昨年10月にビジョンの素案を公表しましたが、その後、県民からのパブリックコメントをいただきながら加筆修正したものを策定・公表するものです。

続いて、15ページを御覧ください。

この概要版は、ビジョン本編の内容について項目を抜き出し、要点を端的にまとめたものです。この資料の中で、Ⅲ新しい時代を見据えた県立高校の在り方の1本県高等学校教育が目指すもの（基本理念）という網掛け部分を御覧く

ださい。上から3番目のマルですが、県内どの地域で学んでも教育の質の担保が図られるよう、遠隔授業のシステム構築を進めることについて記載しています。また、その下のマルでは大学や研究機関、自治体や企業といった外部との連携を一層図り、社会とのつながりの中で先端的な学びを進めていくこと、さらに、その下以降のマルでは地方創生に係る地域の高校での学びやその学びを支える組織づくり等について記載しています。

次に、3の新しい時代に対応する学びでは普通科、専門学科など各学科に分けて記載していますが、特に(2)の専門学科については農林水産系の学科や工業科、商業科、福祉科などの学科について個別に触れています。また、ビジョンの本編には、ほかにも情報科や外国語科など、県内に設置する全ての専門学科について記載しています。

右側の4魅力ある学校の実現に向けた教育基盤の整備を御覧ください。(1)の学校規模については今後、各地域の中学校卒業生数のさらなる減少に伴い、現状のスケールを維持することが困難になることが予想されますが、遠隔教育も活用しながら、学びの環境を補完できる部分もあると思うので、これまでの適正規模という考え方は基本としながらも、実際の規模の在り方については柔軟に対応していく旨を記載しています。また、(2)の入試制度は生徒の個性や適性を多面的に評価する仕組みなど、学校の特色化を図る上でも検討していくという点と、(3)の通学区制に関しては全県一区について、地域を越えた高校進学状況や、学校の特色づくりの状況、生徒や保護者の声など、選ばれる学校づくりに関して引き続き現状把握に努めるとともに検証を行っていく旨を記載しています。

次に、損害賠償の額の決定について報告します。

16ページを御覧ください。

賠償額が300万円以下の損害賠償額の決定については地方自治法第180条第1項の規定により専決処分ができることとなっており、相手側に速やかに賠償金を支払う必要があったこ

とから令和6年2月7日に専決処分しましたので、その報告を行うものです。

概要は、県立別府翔青高等学校の職員が令和3年6月に作成した広報物教育相談だよりにおいて、有限会社ワーハが著作権者から独占的に使用許諾業務を委託されたイラストを使用許諾を得ることなく使用し生徒に配布、同校のホームページで公開したため、同社及び著作権者にイラストの使用料相当分の損害を請求されたものです。

県としては、学校においてイラストの無断使用の瑕疵があり、相手側に損害を与えたと判断し、国家賠償法第1条に基づき相手方に損害賠償の支払を行いました。

再発防止策としては、学校現場に対し注意喚起の文書を発出するとともに、学校ホームページの現状確認及び不要な記事等の削除を実施しました。また、来年度からは教職員向けの各種研修において、著作権に関わる内容を実施し再発防止に努めます。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

**御手洗(吉)委員** 少子化で人口は減少しています。それに歯止めをかけるように努力していると思いますが、学校教育として、今後のビジョンとしてどこにどうまとめているのか。このビジョンの何ページに書かれているのか。

**山田高校教育課長** ビジョンの13ページ、4魅力ある学校の実現に向けた教育基盤の整備、(1)学校規模、学校規模の在り方に、これまでの生徒数の減でどのように対応してきたか書いています。ただ学級を減らすのではなく、35人学級や30人学級とか、いろんな対応をしているわけですが、今後も工夫をしながら学校の維持に努めていきたいと考えています。

**御手洗(吉)委員** 今までも取り組んでいると思うんですね。その結果どうなんですか。今言ったような、少子化で子どもたちが外に行くことが加速しているのではないかなと思うんですね。今まで取り組んだ結果は。

**山田高校教育課長** 例えば、地域の学校の欠員

状況等を見たときに、確かに欠員は非常に多くなっているのは事実ですが、年度や地域によってはしっかり定員を確保していたり、変動があったりします。委員御指摘のとおり、欠員は依然として課題のため、遠隔授業等により学校の魅力向上をしながら定員確保に努めていきたいと思えます。

**御手洗（吉）委員** 言っていることが余り理解できないですが、要するにこの教育のやり方、取組方はどうなんですか。これを見る限り、このままいくと人口はまだ減るのではないかと思えてならないわけです。これを今から15年とかでやったときに、これに歯止めがかかるようなビジョンになっているんですか。

**山田高校教育課長** 学校教育だけでなかなかこれを解決するのは難しい話で、当然これからのいろんなことを検証とか研究していく中で、自治体とか、各地域の教育委員会とか、いろんなことを相談しながらやっていかないといけないとは思っています。

**御手洗（吉）委員** 教育ですから、高校では僕は遅いと思うんですよ。やはり小学校や中学校でしっかりと地元に残って地元のために頑張ろうという子どもたちを育ててほしい。そういう教育委員会であってほしいなと思えます。

これは、ますます加速する、歯止めがかからないのじゃないかなという気がしてならないので、まだ間に合うので、しっかりとそこは取組をしていただきたいと思えます。

**御手洗（朋）委員** まず1点目、遠隔教育に関してですが、この前の予算特別委員会で、小学校か中学校か、義務教育でも遠隔教育を取り入れたところがあると答弁していたように思うので、どの市町村のどこの学校か教えてください。

もう1点、先日、ある大学の先生の話をお聞きしましたが、大分市内の特別支援学級在籍の児童が竹田市の小学生全員よりも多い状況になっているとおっしゃっていました。

いろんな形で特別支援学級が増えて、特別支援学校在籍もそうですが、増えているのは皆さん御存じだと思います。そういう状況になっている中で、これだけ子どもの数がどんどん減る

中で、特別支援学級在籍の子どもの割合はかなり大きなウェイトを占めてくるんじゃないかと。もちろん高等学校に特別支援学級というのはなかなか制度上もないとは思いますが、特別支援学級在籍の子どもたち、今小学生が当然中学生、高校生の年代になっていきます。そこをどういうふうインクルージョンを含めて、取り組んでいくのかも視点の一つとして持っておかないと、なかなか本当に少ない子どもの数をどうしていくかという議論だと思うので、もし今の時点で何か見解があれば、教えていただきたいと思えます。

**小野義務教育課長** 小中学校の遠隔教育の事業について説明します。

来年度、小規模校の中山間地域の学校を支援するために、遠隔システムを活用した事業を二つ行います。

一つ目は、中学校の技術家庭の技術分野で免許外で指導している学校があり、特に中学校のプログラミング教育は非常に専門性の高い難しい内容になっているので、そのプログラミング教育を中心に学校支援をしていきたいと考えています。現在、おおむね10校の学校を支援したいと考えています。これは遠隔でつないで専門性のある教員がZoomを使って授業を行う取組です。

二つ目は、これも市町村教育委員会と連携した中山間地域で、日常的な遠隔学習の支援をしていきたいと考えています。例えば現在、中津市の本耶馬溪中学校とか、耶馬溪中学校とか、山国中学校、この3校は学級数が非常に少ないので、共同的な学びがなかなか実現しにくい。国語の授業であれば、授業を定期的にZoomでつないで、お互いに意見交流するような共同的な学びを平素から行っている中で、こういった好事例を他の市町村にも広げていきたいので、我々の方でシステム等を支援して広げていきたいと考えています。

**山田高校教育課長** さきほど御指摘があったとおり、高等学校においてもある一定のインクルージョン教育というのは当然考え方としては大事だと思っていて、高等学校には特別支援学級は

ありませんが、特別支援教育支援員を配置して、例えば、ADHDとか、そういった生徒に対応するような準備をしています。

ただ、高等学校なので、その高等学校の教育課程をしっかり履修、習得できることがまず大前提になります。それをクリアして校長が入学を認めた生徒に対しては、現在そういった支援をしています。今後もそれを継続していきたいと考えています。

**御手洗（朋）委員** 最初の遠隔は来年度から本格的にやっていく。

インクルーシブの件はよく分かったので、また引き続き取組をお願いします。

**木田委員** 諸般の報告④の著作権侵害に対する再発防止策ですが、無料イラストとかを検索しても、よく見ると有償だったり、非常に対応が難しいものがあると思います。

そう考えると、どの程度、今学校でこういったイラスト、デジタル系で使っているか、広報で使っているか分かりませんが、せっかく芸術文化短期大学があるので、芸術文化短期大学の生徒にホームページ上のイラストを作ってもらような社会参画的なものをしていただいてもいいのではないかなと思います。私も以前、芸術文化短期大学の生徒にホームページのイラスト課題をやっていただいたことがあります。本当に素晴らしいものが出来上がって、生徒はそのくらいの腕前をお持ちなので、芸術緑丘高校もあるし、そういった学校を使うとか、そういう枠組みでやると結構カバーできる。引用して、またうっかりこういうことが出てこないわけじゃないと思うので、そういうことも考えたらいいいのではないかなと思います。

**山田高校教育課長** 現在、教育委員会の中でも今御指摘のあったようなことが何かできないかを考えていて、著作権を担当する文化課と連携をして今後取組を行おうと思っているので、文化課長から一旦説明を行っていいですか。

**三重野文化課長** 説明します。

現在、文化課が一緒になってスクールライフイラストというサイトの立ち上げを準備中です。実はこの問題を受けて、デザインを専門に学

ぶ県立学校の2校の生徒、委員御指摘の芸術緑丘高校と、もう1校は大分鶴崎工業高校デザイン学科があるので、この2校にお願いして各学校に3体のオリジナルキャラクターを創作依頼しました。現在、6体のオリジナルキャラクターができていますので、文化庁著作権課に著作権登録をかけています。著作権を登録しないうちに発表して使ってしまうと、それがもしまた模造されて著作権侵害に巻き込まれる可能性があるためです。登録まで約1か月かかるので、3月末ぐらいには著作権登録がかなう見込みです。

同時にサイト構築を進めていて、それぞれの学校に入学式や運動会とか、修学旅行などのイラストとか風景とかも描いてもらっているので、それを全て登録し終えて、4月の中旬以降にサイトを立ち上げて、学校の教職員に無料で提供できるようにしたいと考えています。（「すばらしいじゃないですか」と言う者あり）

**小野義務教育課長** すみません。さきほどの御手洗朋宏委員からの御質疑ですが、ちょっと付け加えがあります。

中学校の技術分野のプログラミング教育について、遠隔支援は今年度もやっています。今年度6校支援をして、昨年も5校ほど支援をされており、非常に学校から評判がいいので、少し来年度は拡大して実施します。

**御手洗（朋）委員** 後で結構なので、どこの学校か教えていただきたいと思います。

**堤委員** 創生ビジョンに関係して一番最後のパブコメへの回答公表について、今インターネットを見たら11件来ていて、その回答で今後検討するとか、研究するとか、ほとんど書いていますが、それはどういう形でこの中に反映されると考えればいいのか。

**山田高校教育課長** パブコメの主に地域の学校をどうするかに対しては、遠隔教育で補完するという趣旨でこの中に書き込んでいます。それ以外については、基本的には今後の検討課題ということで、この中に記載するというより、引き続き研究、検討していくスタンスです。

**堤委員** であれば、その途中経過とかをパブコメに寄せている方々にやはり返していかないと。

何か聞くだけじゃないかということになってしまっ  
て、そこが出てくるとまずいから。そういう  
のは是非検討してください。

**中野委員** ちょっと1点だけ確認させてくださ  
い。

今日付けで資料をいただいて、委員会に報告  
をした後に、県民に公表になるかと思いますが、  
いつどういった形で公表されるのか、お答え願  
います。

**山田高校教育課長** 明日、本県の教育委員会  
で報告をし、その後公表になります。実は今冊子  
を製本印刷中で、まだ業者と今やり取りをして  
いて、それが完成する時期がはっきりしていま  
せん。少なくともこの3月下旬までには確実に  
出来上がるので、その時点でホームページ上に  
冊子の内容を全て公開する予定にしています。

**森委員長** そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で  
諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別にないので、これをもって教育委  
員会関係の審査を終わりますが、ここで一言私  
から御礼を申し上げます。

〔森委員長挨拶〕

〔渡辺理事兼教育次長挨拶〕

**森委員長** ありがとうございます。

それでは最後に、現職を御勇退される皆さん  
から一言お願いしたいと思います。

〔退職予定者挨拶〕

**森委員長** それでは、これをもって教育委員会  
関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行うのでお待  
ちください。

〔教育委員会退室〕

**森委員長** それでは、内部協議を行います。

このメンバーでの委員会は、これで最後とな  
りますが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** それでは、私から一言、御挨拶を申  
し上げます。

〔森委員長挨拶〕

**森委員長** それでは、これをもって委員会を終  
わります。

大変お疲れ様でした。